

## 生活困窮者就労訓練事業

社会福祉法人スワンなにわでは、生活困窮者自立支援法第16条第1項の規定に基づき、生活困窮者就労訓練事業の利用者に対し、以下の事業所において就労等の支援を行なっています。

- 認知症対応型通所介護「認知症対応型デイサービスひなた」  
利用者の食事・入浴・排泄などの介護支援
  
- 就労継続支援B型事業「パン工房ドリーム」  
パンの製造・販売・接客・配達など
  
- 放課後等デイサービス・児童発達支援事業「ゆめっち」  
18歳未満児童の集団活動・おやつ作り・自由遊びなどの生活支援

社会福祉法人スワンなにわ